㈡　明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）第三条の規定により指定を受けた第二種歴史的風土保存地区の区域内における土地又は家屋

法第十四条の二の規定の適用を受ける課税標準額を土地に係るもの及び家屋に係るものに区分し、当該区分ごとにそれぞれ次のア及びイの算式によつて算定した額を合算した額

ア　土地に係るもの

算式

A × 0.00525 ＋ B ×（0.0105 － C × 0.75）

算式の符号

A　(一)のアの算式の符号Aに同じ。

B　(一)のアの算式の符号Bに同じ。

C　明日香村が符号Bに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該税率が0.007に満たないときは0.007とし、0.014を超えるときは0.014とする。

イ　家屋に係るもの

算式

A × 0.002625 ＋ B ×（0.0105 － C × 0.75）

算式の符号

A　アの算式の符号Aに同じ。

B　アの算式の符号Bに同じ。この場合において、アの算式の符号B中「課税標準額（地方税法附則第63条第1項及び第64条並びに令和3年改正前地方税法附則第64条に規定するものにあつては、これらの規定の適用がないものとした場合に課税標準となるべき価格）」と読み替えるものとする。

C　明日香村が符号Bに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該税率が0.0105に満たないときは0.0105とし、0.014を超えるときは0.014とする。

（控除額算定の年度区分）

第四十四条　課税免除等の特例規定及び法第十四条の二の規定によつて翌年度の基準財政収入額となるべき額から減収額に係る額を控除する場合における総務省令で定める日は、当該年度の六月一日とする。

（普通交付税の額の算定の基礎に用いた数の錯誤にかかる措置）

第四十六条　普通交付税の額の算定の基礎に用いた数について錯誤があつたことを発見した場合における法第十九条第一項の規定による措置は、同条第二項に規定する場合を除き、次の各号に定めるところによる。

［一～三　略］

［2～4　略］

第四十六条の二　［略］

［2・3　略］

4　第四十八条第五項の規定の適用を受ける市町村は、当該措置がなされた年度において、同項の規定によつて加算し、又は減額しないこととされた額に相当する額を総務大臣の定める方法によ

㈡　明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法（昭和五十五年法律第六十号）第三条の規定により指定を受けた第二種歴史的風土保存地区の区域内における土地又は家屋

法第十四条の二の規定の適用を受ける課税標準額を土地に係るもの及び家屋に係るものに区分し、当該区分ごとにそれぞれ次のア及びイの算式によつて算定した額を合算した額

ア　土地に係るもの

算式

A × 0.00525 ＋ B ×（0.0105 － C × 0.75）

算式の符号

A　(一)のアの算式の符号中Aに同じ。

B　(一)のアの算式の符号中Bに同じ。

C　明日香村がBに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該税率が0.007に満たないときは0.007とし、0.014を超えるときは0.014とする。

イ　家屋に係るもの

算式

A × 0.002625 ＋ B ×（0.0105 － C × 0.75）

算式の符号

A　アの算式の符号中Aに同じ。

B　アの算式の符号中Bに同じ。

C　明日香村がBに係る不均一課税に際して適用する税率。ただし、当該税率が0.0105に満たないときは0.0105とし、0.014を超えるときは0.014とする。

（控除額算定の年度区分）

第四十四条　課税免除等の特例規定及び法第十四条の二の規定によつて翌年度の基準財政収入額となるべき額から減収額に係る額を控除する場合における総務省令で定める日は、当該年度の五月一日とする。

（普通交付税の額の算定の基礎に用いた数の錯誤にかかる措置）

第四十六条　普通交付税の額の算定の基礎に用いた数について錯誤があつたことを発見した場合における法第十九条第一項の規定による措置は、同法同条第二項に規定する場合を除き、次の各号に定めるところによる。

［一～三　同上］

［2～4　同上］

第四十六条の二　［同上］

［2・3　同上］

4　第四十八条第五項の規定の適用を受ける市町村は、当該措置がなされた年度において、同条同項の規定によつて加算し、又は減額しないこととされた額に相当する額を総務大臣の定める方法